

## 豊川市町内会管理ごみ・資源集積場設置及び管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊川市内の集合住宅以外の可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ及び資源の集積場（以下「ステーション」という。）の設置、管理方法について基準を定めることにより、健康的で清潔な環境と収集作業における安全性を確保することを目的とする。

### (ステーションの種類)

第2条 豊川地区のステーションは、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみステーション
- (2) 不燃ごみ（危険ごみを含む。）ステーション
- (3) 資源ステーション
- (4) 上記(1)～(3)を組み合わせたステーション

2 一宮地区、音羽地区、御津地区及び小坂井地区のステーションは、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみステーション
- (2) 不燃ごみステーション
- (3) 危険ごみステーション
- (4) 資源ステーション
- (5) 上記(1)～(4)を組み合わせたステーション

### (ステーションの設置等)

第3条 町内会は、ステーションを設置し、又は移動しようとするときは、設置場所付近見取図を添付の上、ごみ・資源ステーション設置等事前協議書（様式第1号）を市に提出するものとする。

- 2 市は、町内会から前項の協議書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、ステーションの設置基準によりその適否を判断し、設置の決定を行うものとする。
- 3 町内会は、ステーションを廃止しようとするときは、当該ステーション付近見取図を添付の上、速やかにごみ・資源ステーション廃止届（様式第2号。以下「廃止届」という。）を市に提出するものとする。
- 4 市は、町内会から前項の廃止届の提出があったときは、理由にかかわらず廃止するものとする。
- 5 第2項及び前項に規定する場合に関わらず、地域の状況の変化により、交通量の増加など収集作業に危険を生ずるおそれのある場合又は戸数増減、ステーションの排出マナーの悪化が認められる場合は、市は、地元町内会と協議の上、ステーションの移動、分割、変更又は廃止を行うものとする。

### (ステーションの管理)

第4条 ごみ及び資源は、市で収集作業を行うまでの間は、設置した町内会において、衛生の保持及び散乱の防止に努めるものとする。

- 2 市は、分別の不良、ごみの散乱、排出マナーの低下が認められた場合は、町内会に改善を求め、協力して問題の解決を図るものとする。

### (ステーション設置の基準)

第5条 ステーションは、収集車の大きさ、道路幅、交通量、収集効率、労働災害の防

止等の観点から次の基準を満たす場合に設置を認めるものとする。

- (1) 幹線道路以外の公道に面した、収集車が通行可能で、かつ収集作業のために安全に一時停車することが可能な場所であること。
- (2) 住宅または居住戸数おおよそ20戸に1箇所となるものであること。  
ただし、住居の分散、配置状況により、この基準によることが適当でない認められるときはこの限りでない。
- (3) 危険ごみについては、危険ごみ回収かご、資源については缶・びん回収かご、ペットボトル回収ネット及び白色トレイ回収ネットを、歩行者等の交通の妨げにならないように置くことができるスペースを有すること。
- (4) 資源回収資材（資源の回収に使用するかご及びネットをいう。）の配布日及び可燃ごみ回収日が同一となる次の表に掲げる小学校区については、ステーションのスペースを考慮したものとする。

小学校区	資源回収資材配布日及び可燃ごみ回収日
桜町、代田、三蔵子、千両小学校区	月曜日
御油、国府、八南、平尾小学校区	木曜日
一宮東部・西部・南部小学校区	火曜日
赤坂、長沢、萩小学校区	火曜日
御津北部・南部小学校区	火曜日

- (5) 町内会が地権者や近隣住民からステーション設置等に関する承諾を得ていること。
  - (6) 横断歩道のある交差点の場合、交差点の歩道手前から12m（＝5m＋ごみ収集車長さ7m）以上（横断歩道がない場合は、停止線の位置から12m以上）離れた位置であること。
  - (7) 収集車の停車位置の反対側（進行方向右側）をステーションとしないこと。
  - (8) 道路沿いに設ける場合は、収集車が、支障なく通行、停車できる道幅を有する道路沿いであること。  
注) ごみ収集車 幅2.4m 長さ7m 高さ3.2m
  - (9) 道路幅員は、原則として収集車停車時に、反対側を自動車が通過可能な幅員を有すること（4m以上可、3.5m未満は不可、3.5m以上4m未満は現地の状況による）。ただし、停車時に他の車が迂回できない道幅の道路沿いには、ステーションは設置しない。
  - (10) 行き止まりの場所又は収集車がバックする際に後方の安全確認が困難な場所でないこと。
  - (11) 新設の場合は、国道、南大通、姫街道などの交通量の多い幹線道路沿いでないこと。
  - (12) 20戸未満の一団の建売住宅敷地内のコの字型道路沿いでないこと。
  - (13) ステーションは、市内に設置すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第6号から第12号までの規定に該当することによりステーションを設置することができないこととした場合において、当該地域の居住者のごみ出しが困難となるおそれ又は周辺のステーションに支障が生じるおそれがあると認められるときは、市は、町内会と協議の上、その位置を認めることができる。  
（表示看板の設置）

第6条 市は、ステーションが新たに設置された場合において、町内会から申し出があったときは、その種類に応じて収集日等の表示看板を配布するものとし、その設置及び管理については町内会が行うものとする。

(ごみ排出者の協力義務)

第7条 すべてのごみ・資源の排出者は、ステーション管理者に協力し、ステーションの美観の保持、指定ごみ袋の使用、排出時間の厳守に努めなければならないものとする。

(アパート等居住者の町内会管理ステーションの利用)

第8条 アパート、マンションその他集合住宅で豊川市集合住宅ごみ・資源集積場設置及び管理要綱の定める基準未滿で専用のステーションを設けず、付近の町内会管理のステーションを利用しようとする場合の利用のルールは、次の各号のとおりとする。

- (1) アパート等の管理者は、事前に地元町内会の了解を得ること。
- (2) ごみ・資源の排出ルールを遵守(収集日、排出時間、分別)すること。
- (3) ステーションの清潔の維持のため地元への協力を行うこと。
- (4) アパート等の管理者は、居住者のごみ・資源の排出マナーの向上についての責任を持ち、町内会や市の指導に対する協力を行うこと。

2 アパート等居住者の町内会管理ステーションの利用マナーが悪化し、改善が認められない場合は、町内会はその旨を市に伝え、市は、アパート等の管理者に改善を求めるものとする。

(ごみ・資源の排出ルール)

第9条 ごみ・資源は次の排出ルールにより、適切に分別し、排出しなければならない。

- (1) 可燃ごみ 赤色の指定ごみ袋(スーパー、コンビニ等で販売)に入れること。
- (2) 不燃ごみ 透明の指定ごみ袋(スーパー、コンビニ等で販売)に入れること。
- (3) 危険ごみ 収集日に危険ごみ専用のコンテナに入れること。
- (4) 資源 種類に応じてかご、ネットに入れること。古紙は種類ごとに結束、古着及びタオル類は中身の見えるビニール袋に入れること。
- (5) 排出時間 収集日の日の出から午前8時30分までの間とする。

2 前項に定めるほか、分別・排出マナーは「資源と家庭ごみの分け方出し方ルール(資源と家庭ごみ収集カレンダー)」等によるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。